



公共高第264号
平成13年11月20日

各所属所長様

公立学校共済組合高知支部長

公立学校共済組合定款及び公立学校共済組合運営規則の
一部変更について（通知）

このことについて、下記のとおり変更されましたのでお知らせします。
組合員の方々へもお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1 公立学校共済組合定款の一部変更について

（1）家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金等」という。）に係る基礎控除額を2万円（合算高額療養費等を支給する場合にあっては4万円）に変更する。

（2）この変更は、平成14年2月1日から実施する。

ただし、経過措置として、同日以後平成15年1月31日までの間においては、前記（1）の「2万円」を「1万円」と、「4万円」を「2万円」と読み替え、平成15年2月1日以後平成16年1月31日までの間においては、前記（1）の「2万円」を「1万5千円」と、「4万円」を「3万円」と読み替えて、一部負担金払戻金等の給付を行う。

2 公立学校共済組合運営規則の一部変更について

（1）直営医療機関で療養の給付を受ける組合員等に係る自己負担額を、療養に要する費用の100分の10に相当する額とする。

（2）この変更は、平成15年4月1日から実施する。

※ 詳しくは、別紙を参照してください。

別 紙

1 一部負担金払戻金等の基礎控除額の引上げ

平成14年2月1日から1年ごとに家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、一部負担金払戻金の基礎控除額が、段階的に引上げられます。

(1) 実施時期及び額

実施時期（診療月）	基 礎 控 除 額	合算高額療養費が支給される場合
現 在	4, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)	8, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)
H 1 4 年 2 月 1 日～	1 0, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)	2 0, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)
H 1 5 年 2 月 1 日～	1 5, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)	3 0, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)
H 1 6 年 2 月 1 日～	2 0, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)	4 0, 0 0 0 円(100 円未満端数処理)

(2) 一部負担金払戻金等の附加給付額の算出例

※ 組合員本人が組合員証を使用して1つの病院で診療(外来)を受け、総医療費が1ヶ月に10万円だった場合を例にしています。(薬剤負担分は共済組合の負担分から除かれ、病院窓口での自己負担分に含まれます。)

【共済組合の負担分】 8割(80,000円)－薬剤負担		【病院窓口での自己負担分】 2割(20,000円)＋薬剤負担分	
79,800円		共済組合から給付 (一部負担金払戻金等の額) (自動給付) 16,000円	基礎控除額 【変更部分】 4,000円
	薬剤負担分 200円		

診 療 時 期	自己負担額 － 基礎控除額 ＝ 附加給付額
現 在	20,200円－ <u>4,000円</u> ＝16,200円
H 1 4 年 2 月 1 日～	20,200円－ <u>10,000円</u> ＝10,200円
H 1 5 年 2 月 1 日～	20,200円－ <u>15,000円</u> ＝ 5,200円
H 1 6 年 2 月 1 日～	20,200円－ <u>20,000円</u> ＝ 200円

2 直営病院における組合員の自己負担額の変更

組合員本人が直営病院（四国中央病院等）において受診した場合の自己負担割合が変更されます。

実施時期及び額

実施時期（診療月）	自 己 負 担 額
現 在	0 割
H15年4月1日～	1 割